

## 班組織に関する細則

### 1. 班長について

- (1) 各班に1名の班長を配員する。  
班長の委嘱は、班内会員全員（役員および協力部員を含む）の輪番制を原則とする。  
また、継続した年度で再任しない。
- (2) 役員は班長を兼任できる。
- (3) やむを得ない理由で班長業務の遂行が困難と認められる場合は、班長への任命を免除される。ただし次年度の班長への任命免除希望者は、予め現班長を通じてブロック長にその旨を申し出ること。この場合ブロック長は申し出状況を確認の上、他の班員と調整を行って任命免除の可否について決定し、速やかに申し出者及び班内会員に通知する。免除希望者及び班内会員はこの決定に従うこと。
- (4) 班長の任期は、原則として年度初めの総会から次期総会までの間とする。  
総会には新班長が出席することを原則とする。ただし、やむを得ない理由があるときは現班長等の代理人が出席しても可とする。このときは総会後に議決状況等の説明を代理人から受けること。  
現班長は、可能な範囲で総会までに新班長に業務を引き継ぐこと。
- (5) 班長は以下のことを実施する。
  - ・総会に出席して議決に参加するとともに、年度行事等の本会業務計画を把握する。
  - ・所属する班内会員から協力費を収集する。
  - ・協力費を収集した後、速やかに担当理事に持参する。
  - ・回覧等、班内会員への連絡および広報活動を行う。
  - ・本会が実施する各種活動・行事に可能な範囲で参加、協力する。
  - ・班内地域で発生した環境、保安等の課題や情報をブロック長へ伝達するとともに、必要に応じてその内容を班内会員に周知する。
  - ・班内会員の安心で、かつ安全に生活する上での課題や情報をブロック長へ伝達する。
  - ・班内会員からの本会への要望等をブロック長へ報告する。
  - ・大きな災害が発生した場合は、ブロック長と連携して班内の状況を確認し、その確認結果をブロック長に報告する。
  - ・その他、本会業務を円滑に進めるための業務を行う。
- (6) 班長は、任期途中で病気、事故、転出等のやむを得ない理由でその任務を遂行できなくなった場合は、速やかにその旨をブロック長に通知する。ブロック長はその状況を確認の上、班長の欠員補充が必要かどうかを速やかに決定する。  
欠員補充する場合の班長委嘱は輪番制を基本とする。  
欠員補充された班長の任期は、前任者の残存期間とする。ただし残存期間が4か月以内の場合は、翌年度も継続して班長の任に当たる。
- (7) 班内への転入または班からの転出が発生した場合は、班長は速やかにブロック長に通知するとともに、ブロック長と連携して転入者へ当会への入会について説明する。  
ブロック長は当該班長と調整の上、分割や合体も含めて新しい班組織を決定する。  
ブロック長から班を分割及び合併する旨の連絡を受けた場合は、ブロック長と連携して当該班内会員に周知する。

## 2. ブロック長について

- (1) 各ブロックに1名のブロック長を配員する。  
ブロック長は、年度総会で選任し、会長が任命する。
- (2) ブロック長の任期は原則一年間とする。ただし再任は妨げない。
- (3) 原則として理事はブロック長を兼任できない。
- (4) ブロック長は必要に応じて副ブロック長を任命し、2 (5) に示すブロック長職務の実施を補佐させることができる。
- (5) ブロック長は以下のことを実施する。
  - ・ 理事会に出席する。
  - ・ 会が実施する各種行事に参画する。
  - ・ 回覧及び各種連絡事項をブロック内の班長に配布、伝達する。
  - ・ 班長から班内地域で発生した環境、保安等の課題や、安心かつ安全に生活する上での課題や情報の報告を受けた場合、これを速やかに総務部へ報告するとともに必要に応じて総務部と連携して対処方法を検討、決定し、対応する。
  - ・ 班長から連絡を受けたブロック内の転入及び転出情報を取りまとめて総務部に連絡する。この時、班編成会員数が一定数を超えた場合、又は減じた場合には、ブロック長は当該班長と調整の上、分割及び合併を含めて新しい班組織を決定する。分割または合併する場合は、新しい班長を含めてブロック長が決定し、班長と連携して当該班内会員に周知する。またブロック長は、この決定結果を速やかに総務部へ報告する。  
なお総務部は、この結果をブロック班編成地図への反映等、必要な処置を行う。  
(班長業務1 (7) 参照)
  - ・ 班長から任期途中で病気、事故、転出等のやむを得ない理由でその任務を遂行できなくなったことの連絡を受けた場合は、その状況を確認の後、班長の欠員補充が必要かどうかを決定する。  
またこの決定結果を速やかに総務部に報告する。またこの決定結果を当該班内会員に周知する。(班長業務1 (6) 参照)
  - ・ 大きな災害が発生した場合は、班長と連携して班内の状況を確認し、その確認結果を災害対策本部に報告する。
  - ・ その他、本会業務を円滑に進めるための業務を行う
- (6) 任期途中でブロック長が病気、事故、転出等のやむを得ない理由でその任務を遂行できなくなった場合は、速やかにその旨を総務部に連絡する。

## 3. この細則は2022年7月3日から施行する。

以 上